

目録

イノ部

委廢

デ 三九

委任

デ 二〇

委任者

セ 四二

怒ニテ

ア 三三

用方

デ 三八

用方ニ由レル不動産

イ 二二

用方ニ由レル不動産

デ 三八

用梯ノ權

テ 一〇

委託者

エム 三三

遺囑

テ 五二

遺囑乃贈與

デ 六二

遺囑乃執行者

エ 三三

遺囑ノ消滅

セ 二〇

依囑乃

ペ 四一

依囑乃占有

ペ 三三

依囑乃占有

ペ 四一

遺囑物

エル 七

一致

ユ 三二

一年乃時效

ペ 四七

一部ノ受遺囑者

エル 三

一事不再理

エヌ 八

猶豫期限

ア 八八

邑長

エム 一

猶豫期限

ア 八八

邑長

エム 一

邑乃權

ア 九六

誘拐

エル 四一

委運乃

ア 四九

意外乃場合

セ 一一

養料

ア 五二

養子

ア 三六

養子

エ 一八

違警罪

セ 八四

違警罪ノ刑

ペ 二一

違警罪裁判所

ペ 三一

移付

ア 五一

遺腹子

移轉

委棄

委棄

委棄

有意^レ殺害

有報^レ

有報^レ契約

有體^レ財產

有形^レ地役

有的^レ權限交爭

有期^レ義務

ペ 三五

デ 二〇

デ 一八

デ 一九

ア 一

ア^{シウ}三

オ 七

オ 七

ベ 一一

エス 一一

セ 六五

オ 一

有期^レ義務

テ 四

有期ノ義務

有期ノ義務

圍繞地

陰謀

陰謀

隱類乃

隱類訴

姻屬

姻屬

隱密

隱密乃

隱密乃遺囑

隱密乃遺囑

テ 四

エ 一六

セ 五六

セ 七六

エル 一八

エル 一八

ア 五三

ア 四一

ア^ウシ 六

エム 一四

テ 五

テ 五

ロノ部

勞力

オ 一四

論排

エル 三一

論結

セ 六〇

ハノ部

配分

ペ 一二

賣却

ウエ 五

廢止

ア 七

賠償

デ 一二

賠償

エル 二六

陪審

シ 九

陪審人

シ 八

陪審ノ表告

デ 八

陪審人

シ
八

陪審ノ表告益

デ
八

母乃系

エ
九

母ノ後夫

ベ
八

匡抗力

エ
一

匡抗力ノ場合

セ
一

發明認定書

ベ
二

罰金

ア
五

勿荷

シ
一

拂方

デ
三

法

デ
六

法

エ
一

妄用

ア
一

目録
ロノ部
ハノ部

七

法律

法律博士

法律ノ點

法律ヲ推測

法律上ヲ保證

法律上ヲ地役

法律上ヲ利息

法律上ヲ書入質

法律上ヲ存留

法律上ヲ後見

法律上ヲ共有

法律上ヲ收益

エル 一三

シ 一六

ペ 三〇

ペ 四九

セ 一五

エス 一六

イ 二一

アシ^ウ 八

エル 三六

テ 一八

セ 四六

シ 三

法律上ヲ收實權

ユ 六

法律上ノ收益

シ
三

法律上ノ收實權

ユ
六

法學

シ
一
二

傍系

セ
三
三

傍乃系

エル
九
三

保險

ア
八
七

保險ノ證書

ペ
三
一

保險後ノ委棄

デ
一
九

暴行

ウ
エ
一
三

報告

エル
三
三

法典

セ
三
二

保證

セ
一
五

保證

セ
一
五

拍賣	法式ハ事實ニ勝ツ	報謝	傍支乃親屬	傍支相續	保實	傍支乃	保守	冒職	保證書	保證人	保證
----	----------	----	-------	------	----	-----	----	----	-----	-----	----

エ	エフ	アシウ	セ	セ	ア	セ	セ	エフ	セ	セ	エル
一五	一一	五	三三	三三	四二	三三	五四	一九	一七	一五	一六

頒布	判決前假渡金	判決録	判決	破毀ノ上告	破毀院大審院	破産	破毀	場合	伯叔舅	伯叔父	剝奪公權
----	--------	-----	----	-------	--------	----	----	----	-----	-----	------

ペ	ペ	ジ	ア	ペ	セ	デ	セ	セ	オ	オ	デ
六四	六九	一二	七九	三九	一二	一〇	一一	一一	六三	六一	一六

犯罪

犯罪者

反證證書

碰船

二ノ部

日光ノ地役

二年ノ時効

入札

任意ノ

任意ノ條件

認爲正子

認知

デ 二三

デ 二二

セ 八七

ア 四

エス 一一

ペ 四七

ア 三四

ペ 三七

セ 六三

エル 四

エル 一五

エル 一五

認可 認確 認確 認確 認確 人證

ホノ部

沒收 謀殺 牧養ノ權 牧養ノ權 牧場 牧場

ベ 一 九
エル 二
エル 五 六
エル 一 一
ペ 五 一
セ 六 四
ア 八 三
ペ 一
ペ 二 〇
ペ 一
ペ 二 〇

牧畜

ペ 二〇

牧地共同

ペ 五

補缺裁判官

シ 五

母縁

エム 六

補助乃論結

セ 六〇

本人

ペ 一四

本住所

デ 五八

本國引渡

エ 四三

本案内乃

イ 二二

本案外豫審乃

ペ 四六

本案内乃豫審裁判

シ 六

本案外乃豫審裁判

シ 六

本案ノ論結

セ 六〇

表告	評價外増價	評價	別居	別段ノ受遺囑者	別段乃後見人	別得ノ共有	別得	兵器	へノ部	本書	本案ノ論結
----	-------	----	----	---------	--------	-------	----	----	-----	----	-------

デ	セ	ウ エ	エ ス	エ ル	テ	セ	ア	ア		オ	セ
八	二〇三	六	七	三	一九	四六	二三	七六		二三	六〇

辨 濟 ノ 故 障	辨 濟	辨 別	辯 論	辯 論	變 造	變 災	便 益 乃 繼 嗣	變 言	偏 單 乃 契 約	偏 單 乃	變 易
-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------------------	--------	-----------------------	-------------	--------

オ	ペ	デ	ペ	デ	ア	ア	ア シ ウ	デ	ユ	ユ	セ
八	二	四	二	二	五	一	二	一	二	二	九
〇	三	七	七	三	五	五	一	一	一	一	一

辨濟ノ擬抵

イ
四

辨濟ノ故障

カ
ハ

辨濟ノ擬抵

イ
四

トノ部

賭博

ベ
七

賭博ノ聽許

ゼ
四

奴僕ノ雇賃

ゼ
二

土地

エフ
一
二

土地

エフ
一
二

取返

エル
四
三

取返ノ權

エル
四
三

取消

エル
三
五

取消

エル
四
七

取消願

エル
三
三

目錄
ヘノ部
トノ部

取消裁判

エル三四

取消事件

エル三四

取分

セ九八

取戻

エル四六

取戻拿住

セ三一

取戻拿住

エル四六

取戻拿住

エス一

同母異父

ユ八

同謀欺騙

セ三七

同父異母

セ七〇

同父異母
乃親屬

セ七〇

同父母

ゼ九

同父母乃兄弟

ゼ九

同父母

セ 九

同父母乃兄弟
同父母乃從兄弟

ゼ 九
ゼ 九

動產

ベ 一 二

動產

エ 四

動產

エム 八

動產

エム 一 七

動產乃賣却

ウエ 五

動產乃拿住

エス 一

動產乃訴權

ア 二 九

動產乃競賣

ア 三 四

登記

テ 一 三

同居

セ 三 一

徒刑場

賭戲

留置拿住

チノ部

父タルヲ認メサルヲ

父乃系

父ノ後妻

誓

痴獸拍賣

懲治罪裁判所

懲役

著述

遲滞ニ付スルルヲ

ジ 二

エス 一

ト 二

デ 三四

エル 九

ペ 九

エス 一〇

エフ 一〇

ペ 三一

エル 一〇

オ 一四

デ 二四

目錄 トノ部 チノ部

遲滯ニ由レル危険

遲滯

エム一八

遲滯ノ利息

イ二一

仲裁

ア七四

仲裁契約

セ五七

中止ノ條件

セ六三

沖積地

エル一

畜類賃貸

セ二三

畜類ノ賃貸

ベ一

逐條訊問

イ二四

帳簿

エル五〇

聽訟時間

ア九三

聽訟時間

九三

丁數

エル 五〇

地役

エス 一一

治安裁判官

シ 五

治安裁判官ノ呼出狀

セ 一六

賃貸

ベ 一

賃貸

エル 一五

賃貸

エル 一七

リノ部

利息

イ 三二

利息ノ利息

イ 三二

利附ノ貸附

ペ 五〇

流刑

デ 三一

目錄

チノ部

リノ部

二三

流産

ア 一〇二

兩替

セ 一九

領承

ア 一二

領承手形

ア 一二

離婚

デ 五六

利益

イ 二一

ヲノ部

夫ノ母

ベ 九

夫ノ父

ベ 八

夫ノ兄弟

ベ 八

夫ノ權

ベ 七二

夫ノ姊妹

ベ 八

公乃證書

ア 二七

私乃證書	私乃印	和解	割合	割付	恩惠ノ契約	恩惠	親乃權	汚穢乃贈與賄賂	汗穢	公乃證書
------	-----	----	----	----	-------	----	-----	---------	----	------

ア	エス	テ	ペ	セ	ベ	ベ	ペ	デ	セ	ア
二七	六	一二	六七	八八	一三	一二	七二	六一	九四	二七

目錄
ヲノ部
ワノ部

往來券

王審院

和約

カノ部

懈怠

海運賃

解止

解止

孩子

解除ノ條件

海上變災

爲替

エス三

セ九五

セ六一

カノ部

エヌ四八

エフ二七

デ五一

エル三九

エ一八

セ六三

エフ二二

セ一九

爲替ノ契約	爲替ノ計算書	爲替手形	爲替手形準備金	加入	返爲替	加重ノ情狀	價直	加辱ノ刑	借受	假乃後見人	假住所
-------	--------	------	---------	----	-----	-------	----	------	----	-------	-----

セ	エ	セ	ペ	ア	エ	セ	ペ	ペ	エ	テ	デ
一	四	一	六	四	八	二	五	二	一	一	五
九	三	九	九	〇	八	七	六	一	四	九	八

家屋ノ賃貸
 家屋ノ賃貸
 好爲後見
 好爲後見
 高利
 高利
 高利
 效力
 更改
 強姦
 交換
 交互

ベ 一八
 エル 一七
 テ 一八
 オ 三
 ュ 七
 イ 二
 ュ 七
 エ 三
 エヌ 六
 ウエ 一
 エ 一
 エス 三〇

交互乃贈與
 交互約束
 耕作人
 港稅
 強制引揚
 家具拿住
 家具拿住
 合意
 合意
 合意
 合意上乃保證
 合意上乃地役
 合意上乃書入質

デ 六一
 テ 一二
 セ 三八
 エフ 二七
 エ 四二
 ゼ 三三
 ゼ 三三
 セ 八三
 セ 九〇
 セ 一五
 エス 一一
 アシウ 八

合意上ノ共有
 株權
 合名乃
 合名會社
 假定乃引渡
 箇條
 家産
 家産ノ分離
 書入質
 書入質ニヨレル委棄
 書入質ノ登記
 書入質乃人權者

セ 四六
 ア 二九
 セ 三五
 エス 六四
 テ 六一
 セ 三〇
 ペ 一九
 エス 七
 アシウハ 八
 デ 一九
 イ 一七
 セ 九七

書入質ノ表告

デ 八

買替	買主	買取	貸金ノ利息	貸船賃	家資外財産	嫁資ノ設定	貸附	貸高	貸賃	嫁資	書入質ノ表告
----	----	----	-------	-----	-------	-------	----	----	----	----	--------

エル	ウエ	ア	イ	エフ	ペ	セ	ペ	ア	エル	デ	デ
二四	五	二〇	二一	二七	四六	七七	五〇	二八	二七	六三	八

買戻

エル 二三

買戻

エル 二三

喊賣

セ 九九

間入

イ 二五

簡略委任狀

ベ 二五

簡略乃

エス 一六

簡略乃事件

エム 七

簡略證書

ベ 二五

喊價

セ 九九

姦通

ア 三七

姦通乃子

エ 一八

看做動産

ア 六〇

喊控

セ 二九

看
做
動
産

喊
控

セ
二
九

監
獄
ノ
毀
壞

ペ
二
六

看
閱
一
覽

ウ
エ
一
七

鑒
定
人

エ
三
九

贋
造

セ
八
六

贋
造

エ
フ
二

監
禁

デ
四
〇

監
視
刑
人
ノ
居
所

ベ
三

ヨ
ノ
部

豫
爲
乃

ベ
四
六

豫
謀

ペ
四
五

目
録

カ
ノ
部

ヨ
ノ
部

三
三
三

豫斷乃

ヘ 四三

豫斷乃申立

エ 三一

豫斷乃申立

ペ 四三

豫斷乃事件

ペ 四三

幼年

エム 一〇

幼者

エム 一〇

豫定相續ノ配分

ペ 一二

豫審裁判官

シ 五六

豫審裁判官ノ呼出狀

セ 一六

呼出

ア 四八

呼出

セ 二八

呼出狀

ア 四八

呼出狀

ア 八四

呼出狀

呼出狀

呼出狀

呼出狀

豫先判決

豫先乃

豫先乃法式

豫先乃競賣

夕ノ部

大辟

替辦者

貸賃

代理

ア 八四三

セ 一六

セ 二八

ペ 四四

ペ 四〇

ペ 四〇

ア 三四

セ 七

ア 四六

エル 一七

ペ 六〇

代理	代理	代理委任状	代理者	代訴	大ナル修復	代權	代言人	代言取締	代言組	大罪	代訟人
----	----	-------	-----	----	-------	----	-----	------	-----	----	-----

エム	三	エル	二七	ペ	六〇	エル	二七	ペ	三六	エル	二六	エス	二二	ア	一〇一	ベ	八	ベ	七	エフ	一八	ア	一〇三
----	---	----	----	---	----	----	----	---	----	----	----	----	----	---	-----	---	---	---	---	----	----	---	-----

代訟人ノ設定

セ七七

代 訟 人

代 訟 人 ノ 設 定

大 字 副 書

對 審 乃

對 人 乃 法

對 人 乃 訴 權

對 審 乃 裁 判

對 審 乃 裁 判

對 審 乃 書 面

拿 住

拿 住

拿 住 畜 欄

拿 住 セ ラ レ タ ル 外 人

セ 七 七

ゼ 一 一

セ 八 一

エ ス 一 九

ア 二 九

セ 八 一

シ 六

セ 八 一

ア 七 八

エ ス 一

エ フ 二 三

テ 七

斷案	貪贖	擔保	他所 商人	他所 人	擇一 乃義務	擇一 乃	掏摸	倒行	盜	奪收	墮胎
----	----	----	----------	---------	-----------	---------	----	----	---	----	----

デ	セ	ゼ	エフ	エフ	オ	ア	エフ	ベ	ウエ	エ	ア
五〇	六二	六一	一四	一四	一	五六	七	五	一五	二九	一〇二

短期ノ呼出狀

セ 一六

短期ノ呼出狀

セ 一六

替名買主

セ 三九

替名買主

エ 八

替名ノ表告書

セ 三九

レノ部

例外

エ 三一

例外ノ論結

セ 六〇

令狀

エム 三

連帶

エス 一五

連帶ノ義務

オ 一

ソノ部

増價

ペ 二九

增加

ア

一七

增加

ア

一八

増加ノ權

ア

一七

贈與

デ

六一

贈與

デ

六二

贈與ノ消滅

セ

二〇

贈與後ノ舉子

エ

二八

雙務

ベ

一五

宗乃系

エ

九

屬地人民

セ

三八

訴件

セ

一四

訴權

ア

二九

訴權消滅乃申立

エ

三一

存留	損破	訴訟消滅	訴訟ノ再起	訴訟ノ償替	訴訟ノ基礎	訴訟入費ノ除去	訴訟入費ノ抵填	訴訟入費ノ言渡	訴訟入費	訴訟	訴權消滅ノ申立
----	----	------	-------	-------	-------	---------	---------	---------	------	----	---------

エ ル 五	デ 一 六	ペ 二 二	エ ル 二 九	エ ル 四 四	エ フ 一 一	デ 五 二	デ 二 九	デ 二 九	デ 二 九	イ 一 九	エ 三 一
-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

損害

デ 六〇

損害ノ量定

ア 七六

尊屬

ア 八二

尊屬乃系

エル 九六

尊屬ノ相續ノ配分

ペ 一二

損壞

エ 六一

尊敬

エル 四〇

存生ノ得益

ゼ 五五

ツノ部

ニ 二六

追放

ベ 四四

通報スヘキ

セ 四八

通報スヘキ事件

セ 四八

通評

セ 四七

通報
へ
キ
事件

セ
四
八

通評	通評吟味	通知	通行ノ地役	通行權	妻ノ母	妻ノ兄弟	妻ノ父	妻ノ姊妹	積荷目錄	通常ノ人權者	通常ノ繼嗣
セ	セ	エス	エス	ペ	ベ	ベ	ベ	ペ	セ	セ	ア シ ウ 二
四七	四七	一三	一一	一六	九	八	八	八	六八	九七	

ネノ部

願下

デ 三七

年 齡

ア 四五

年 金

ア 七七

年 金

エ 二五

年 金ノ 拿住

エ 一

年 金ノ 設定

セ 七七

ナノ部

捺 印

エ 四

難 期ノ 條件

セ 六三

ラノ部

欄

ベ 七

亂倫

イ 八

欄

ベ

七

亂倫

イ 八

亂倫子

イ 八

亂倫子

エ 一八

亂害

ア 八九

欄坐

ベ 七

ムノ部

無遺囑ニテ

ア 二

無遺囑繼嗣

ア 二

無意乃殺害

ア シウ 三

無報ノ契約

オ 七

無賃貸

セ 四五

無效

エヌ 一四

目錄

ネノ部

ナノ部

ラノ部

ムノ部

四五

無體乃

イ 一 一

無體乃財產

ベ 一 一

無能力

イ 六

無關係乃

エフ 二 五

無關係乃醜集物

ア 六 九

無形乃地役

エス 一 一

無繼嗣

デ 三 六

婿

ベ 九

無益乃

エフ 二 九

無益乃

ウエ 一 六

無益乃費用

エフ 二 九

無益乃費用

ウエ 一 六

無的乃權限交爭

セ 六 五

無益ノ費用

ウ
一六

無的ノ權限交爭

セ
六五

無財

セ
一〇

無罪放免

ア
二六

無財ノ調書

セ
一〇

無名乃

ア
六三

無名會社

ア
六三

無名會社

エス
一四

無資力

イ
一八

無宿

ウ
三

無主財產

ウ
一

ウノ部

内拂

ア
二一

賣主

裏書

請負

請負

請負

雨滴ノ地役

運送ノ免責證

運送ノ免責證

運輸損害書

無罪ノ部

能力

能力者

ウ
エ
五

エ
一
七

エ
フ
一
七

エ
フ
二
七

ペ
五
六

エ
ス
一
一

ア
二
五

ア
二
五

ア
九
九

二
六

セ
六

セ
六

クノ部

能力者

セ 六

クノ部

區域

エル 四二

練場

エ 三〇

外國人

ア 九二

外國人ノ遺産ヲ收ムルノ權

ア 九二

會議

デ 二一

會社

エス 一四

會社ノ配分

ペ 一二

會社ヲ釀集物

ア 六九

會社ヲ資本

エフ 一二

會審

ア 八五

會審院 重罪裁判所

ア 八五

目錄
ウノ部
ノノ部
クノ部

外人
 外人ノ仲裁人
 外人ノ故障
 外人ノ故障
 回避
 過代乃約條
 確保他執行
 確認
 獲得外人
 獲得者
 獲得者
 確固

テ 七
 テ 七
 オ 八
 テ 六
 デ 三
 セ 三
 エ 二
 ア シ 四
 テ 七
 ア 二
 ウ 五
 エ 二

確定乃

デ 一五

確固

エフ二〇

確定乃

デ 一五

確定乃裁判

ジ 六五

確實乃日附

デ 一五

花押

ペ 三

過失

エフ 四

菓實

エフ 二八

象養權

ウエ 四〇六

觀望

ウエ 一七六

管理

ア 三五

勸解

セ 五九

勸解裁判官

ジ 五〇

勸解局

ベ 二七

管轄

セ 五三

管轄違

イ 一〇

管轄違ノ申立

エ 三六

願外

ユ 一正

管財

セ 一〇六

管財人

セ 一〇六

元金

セ 七八

官命乃辯護人

オ 二八

慣習

ユ 四

慣習期

コ 五

關稅ノ免責證

ア 二五

偶然

エ 二八

君主ノ禁止

ア 八〇

偶然

エ
二八

君主ノ禁止

ア
八〇

マノ部

埋藏物

テ
一六

待伏

ゼ
一三

孫

エ
一八

孫利

ア
六一

漫期失權

エフ
一六

漫期失權者

エフ
一六

滿期日

テ
四

ケノ部

系

エル
九

刑

ペ
二一

目錄

クノ部

マノ部

ケノ部

五三

兄弟ノ妻	輕減ノ情狀	契約上ノ贈與	契約上ノ	契約	刑ノ減赦	系圖	繼續ノ地役	刑例	儆戒ノ權	儆戒	刑法
------	-------	--------	------	----	------	----	-------	----	------	----	----

ベ	セ	セ	セ	セ	セ	ゼ	エ	ベ	セ	セ	デ
八	二	八	八	八	五	七	ス	二	九	九	六
三	七	〇	〇	三	一	六	一	一	三	三	四

輕罪

デ
二
三

兄弟ノ妻

ベ
八

輕罪

デ 二二三

輕罪ノ刑

ペ 二二一

警察

ペ 三三一

警察ノ監視

エス 二二七

計算受取人

オ 一五

計算ノ辯論

デ 二二

繼嗣

アシウ 二二三

揭示

ア 三三九

刑事ノ辯論

デ 二二

繼嗣權

アシウ 一

繼嗣財産

アシウ 一

繼嗣財産ノ領承

ア 三三二

繼嗣財産ノ請願

決斷

ペ 二三
デ 七

決斷ノ誓

エス 一〇

結婚ノ禁止

ペ 六二

闕席

セ 八九

缺席

デ 一三

缺席ノ裁判

ジ 六

缺席ノ裁判ノ故障

オ 八

闕席者

セ 八九

行爲

エル 九

行爲

ア 二七

行險典船貸借

ゼ 一二

行險ノ貸附典船貸附

ペ 五〇

減短	減價	現行ノ犯罪	權利ニ屬スル部分ナル負債	權利ニ屬スル部分	驗印	原因	權	權	行政上ノ詞訟	行政ノ權	行險ノ貸附典船貸附
----	----	-------	--------------	----------	----	----	---	---	--------	------	-----------

ア	ペ	エフ	ア	ア	ウ	セ	デ	ア	セ	ア	ペ
六	二九	九	二八	二八	一	一四	六四	九六	七八	九六	五〇

權ノ妄用弄權

欠缺

權限交爭

現物ヲ提供

建國法

檢察官

檢察官

檢察官吏

建造節限

檢事局

驗眞

現生利益

ア 六一

デ 一三

セ 六五

オ 四八

セ 二〇

エム 一一

ペ 一〇

オ 二四

ア 五七

ペ 一〇

ウ_エ 七六

イ 二一

現生利益

フノ部

婦

誣罔

不認

附標拿住

不動産

不動産

不動産乃賣却

不動産乃拿住

不動産乃訴權

不動産乃競賣

不動産質

ベ九

セ四

デ三四

エス一正

ベ一一

イ二

ウ五

エス一一

ア二九

ア三四

ア六四

目錄 ケノ部 フノ部

五九

不動產質入

ベ 六五

不得移付

イ 五四

不得分

オ 一六

不得已

デ 三二

付遲滞

エム 五三

振出人

テ 八

附加

ア 一三

不可航

イ 一五

附加

ア 六四

附加ノ權

ア 四三

不可分

イ 六三

附帶

イ 九

附帶
了
ハ
ハ
ハ

イ
九

船賃	物上ノ訴權	物上ノ法	付訴訟	附屬物	附屬物	不斷ノ占有	附托所	附托	附托	附帶ノ事件	附帶ノ虚偽
エヌ	ア	エス	エム	デ	ア	ペ	セ	デ	セ	セ	エフ
七	二九	一九	一三	二八	六七	三三	七三	三三	七三	二四	五

不 繼 續 乃 地 役	服 從	復 舊	復 權	不 虞 乃 場 合	不 虞 乃 古 官	副 邑 長	風 俗 ノ 亂 害 亂 俗	封 印 ノ 毀 壞	封 印 ノ 押 捺	船 具	船 賃
----------------------------	--------	--------	--------	-----------------------	-----------------------	-------------	---------------------------------	-----------------------	-----------------------	--------	--------

エ ス 一 一	ア 二 四	エ ル 二 二	エ ル 二 二	セ 一 一	エ フ 二 一	ア 三 三	ア 八 九	ベ 二 六	ア 七 〇	ア 四 七	エ ヌ 七
------------------	-------------	------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

不繼續
土地役

エス
一

部分	部分	付公訴	父縁	負債	不在	付裁判	負債ノ分離	不在ノ相續	不受理ノ申立	付占有	分離
----	----	-----	----	----	----	-----	-------	-------	--------	-----	----

キウ	ペ	エム	ペ	デ	ア	エム	エス	エス	エフ	エム	エス
五	一五	一三	一八	四一	八一	一三	七一	二五	八	一三	七

分額

エル 一四

分與

デル 五三

分散

エフ 一

分散替辨者

ア 四六

分散管財人

エス 三一

分益乃小作人

セ 三八

紛失

ア 三一

紛失物

エ 二〇

コノ部

子

エ 一八

事

セ 二五

公用引揚

エ 四二

拘引狀

エム 三

公用引揚

エ
四二

拘引狀

エム三

公賣揭示

ペ二六

公平

エ二三

公知

エヌ一〇

公知ノ證書

エヌ一〇

拘留狀

エム三

控訴

ア六八

公訴

ア一九

控訴院

セ九五

控訴呼出狀

イ二七

控訴ノ事件

セ一四

控訴被告人

イ二七

目錄
フノ部
コノ部

工業乃菓實

公權

後見

後見人

後見人

後見監察人

後見監察人

後見免除書

後見免除幼者

公告

公債手形公債證書

公證人

エフ二八

デ六四

テ一八

テ一九

テ一九

エス二三

テ一九

エム一〇

ベ三

エ四六

エ九

エヌ九

公證乃證書

エヌ九

公證人

エヌ九

公證乃證書

エヌ九

公正乃遺囑

テ五

公然乃占有

ベ三三

公正副書

エ三八

國法

デ六四

告訴

ペ二八

極刑

セ七

國權

デ六四

國事上乃住所

デ五八

互易乃

セ五〇

互易乃契約

セ五〇

故殺

エム九

小作人

セ 三八

故障

才 八

古昔乃命令錄

才 一〇

婚姻

エム 五八

婚姻ノ契約 夫婦財產契約

エム 五四

婚姻ノ公告

ペ 七一

婚姻ノ故障

才 八八

婚姻ノ證書

エム 五四

混同

セ 六六

混同

エム 二六

混同乃訴權

ア 二九

混同乃條件

セ 六三

根柢訴書

二四

混同乃條件

セ 六三

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

根 根

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

永 永

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

榮 榮

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

越 越

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

要 要

テノ部

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

逮 逮

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

抵 抵

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

丁 丁

目錄 コノ部 エノ部 テノ部

六九

訂婚者

エ
二二

訂婚者

エフ
三〇

訂婚者

エフ
三〇

抵填

セ
五二

聽許

ペ
六三

手渡

テ
一一

手形

ベ
一六

手形

ベ
一九

手形

セ
一六

手形

エ
四

手形賣買替辦者

ア
四六

手形裏書

オ
一一

手形差出人

オ
一一

手形裏書

才 一 一

手形差出人

才 一 一

姪女

エヌ 六

手續

ペ 五七

姪男

エヌ 六

手附

ア 八一

手附金

デ 二七

條件

セ 六三

條件乃義務

才 一

調書

ペ 五九

轉移

エム 二三

轉移ノ稅

エム 二三

田畑ノ賃貸

ベ 一

握持外人	握持	惡意ノ占有	新シキ證書	新シキ作事	曖昧乃箇條	哀訴	アノ部	天然乃菓實	填代	添加乃論結	傳票
------	----	-------	-------	-------	-------	----	-----	-------	----	-------	----

テ	デ	ペ	テ	エ	セ	エル	エフ	エス	セ	エ
七	四	三	九	六	三	三	二	一	六	四
一	〇	三	六	一	〇	二	八	八	〇	〇

裁判外乃自認

ア 一〇〇

裁判外乃證書

ア 二七

裁判官

ジ 五〇

裁判官ヲ訴フル事

ペ 五四

裁判官ノ回避

ア 一〇

裁判官ノ分議

ペ 六二

裁判官ノ自擅乃權

ア 七三

裁判權

ジ 一〇

裁判權ノ等級

デ 一七

裁判權ノ等級

ジ 一〇

裁判權ノ規定

エ 二〇

裁判所

ジ 一三

裁判所

テ 一七

裁判所

シ

一三

裁判所

テ

一七

裁判所附屬職員

オ

二

裁判所書記

ゼ

一〇

裁判上ノ賣却

ウ

エ

五

裁判上ノ保證

セ

一五

裁判上ノ補佐人

セ

七一

裁判上ノ書入質

ア

シ

ウ

八

裁判上ノ令狀

エ

ム

三

裁判上ノ自認

ア

一〇〇

裁判上ノ證書

ア

二七

裁判費保證

シ

四

再認

エ

ル

一二

再認了證書

エル 一二

罪本質

セ 一〇四

再嫁

セ 九五

在他

ア 五〇〇

再婚

エス 五

財産

ス 六一

財産

エ 四一

財産

デ 二五

財産

ア 二

財産

ア 一〇

財産

デ 四九

財産

エス 七

財産ノ分離

エス七

財産ノ讓渡

セ 一八

財産ノ攝代轉傳贈遺

エス 二四

財産調書

ベ 一四

細字本書益

エム 一二

罪狀

セ 一〇一

罪狀

セ 二〇四

最上審院

ペ 九

債主序次

オ 一二

採薪權

ア 四三

殺赤子

イ 一四

晒

エ 四一

晒鎖

セ 九

爭論

セ 七九

插入ノ訴件

セ 一四

藏匿

エル 七

藏匿

エル 七

藏匿者

エル 七

相續

エス 二五

相續人各自ノ部分

ペ 三二

相續ノ配分

ペ 一二

相續ノ便益

ペ 一〇

相續ノ權ノ讓渡

セ 一八

相續ノ財産

エ 四

相續ノ償替

エル 四四

相續ノ償替

エ
ル
四
四

相續物以前渡

ア
九
八

相續財産

ペ
一
九

争訟

ア
三
八

争訟

ペ
五
八

詐欺

デ
五
七

先取

ペ
四
二

詐偽乃倒行

ベ
五
三

詐偽取財

エ
二
五

詐術

セ
八
三

詐術

デ
六
八

殘額

デ
三

参預

ペ
一
三

キノ部

記録

毀廢

毀廢陰部

虛有權

虛有者

許可

許諾

共有

共有

共有ノ配分

共有ノ別得

イ

二

エル

三八

セ

六三

エヌ

二三

エヌ

五三

ア

九五

ア

三〇

セ

三六

セ

四六

ペ

一五

ア

二三

共有ノ別得

セ

六九

共有ノ別得

六九

共有ノ別得

七六九

共有ノ除去

エ三二

共有者

セ四九

競賣

ア三四

共保

エム一五

共同分配者

セ三一

共同賣主

セ三一

共同關係者

セ三一

共同繼嗣

セ三一

共同物賣却

エ八

共同物ノ賣却者

セ三一

共同後見人

セ三一

共利者	共同被告人	共同人權者	共同乃審判ノ表告	共同收實者	共同受遺囑者	共同社員	共同所有者	共同義務者	共同義務者	共同乃裁判ノ表告	共同後見人
-----	-------	-------	----------	-------	--------	------	-------	-------	-------	----------	-------

セ	セ	セ	デ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	デ	テ
七五	三一	三一	八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	八	一九

共利者

セ
七
五

共和國ノ目代

ペ
六
一

凶群

ア
九
一

共分會社

エ
ス
一
四

強迫

セ
八
二

恐嚇

セ
四
三

虚偽

エ
フ
五
八

虚偽ノ告白

イ
一
六

虚偽ノ舉證

テ
一

虚偽ノ舉證偽證

エ
フ
五

虚偽ノ證書

エ
フ
五

居所

デ
二
七

居所

エ
ル
三
七

目錄 キノ部

八三

舉證

醜集

醜集物

拒絕證書

寄托

基礎

起訴

起訴人

歸屬

義務

義務ニ屬スル部分

義務滌除

テ 二

エル 三

ア 六九

ペ 六八

エス 九

エフ 一一

ペ 三八

ペ 三八

デ 四三

オ 一四

ペ 一七

ペ 七三

義務滌除

七三

義務者

デ 四

急速吟味

エル 一九

急速裁判

エル 一九

急遽乃場合

セ 一一

及既往

エル 四五

及既往效力

エ 三

求約

エス 二一

求刑

ペ 五三

歸化

エヌ 三六

毀壞

ベ 二六

却下

デ 五

已決事件

セ 二六

近海小運漕	近海大運漕	艤船者	偽誓者	偽誓	忌避	期日	詭欺	偽造	偽典賣	期限前	危險
-------	-------	-----	-----	----	----	----	----	----	-----	-----	----

セ	セ	ア	ペ	ペ	エル	テ	エフ	セ	エス	ア	エル
一	一	七五	八	八	一七	四	二六	八六	二〇	六五	四八

近海小運漕

近海運漕

禁錮

禁獄

禁止

禁止

勤務時間

ユノ部

讓渡

踰越

メノ部

命令

命令

セ

セ

エ
一三

デ
四〇

イ
二〇

ペ
六二

ウ
二

セ
一八

エ
二四

エ
二四

オ
一〇

オ
一〇

オ
一一

目録
キノ部
ユノ部
メノ部

命令法式書

名義

エム 四
テ 九

名義ノ變換

イ 二六
ア 二六

免責

ア 二六

免責證 領收證

ア 二五
キウ 四

免責證

キウ 四

ミノ部

未來

エフ 三〇

未來 物件

エフ 三〇

未來 相續

エフ 三〇

未來物

セ 二五

身分

セ 六三

仕 様 書	使 用 ノ 權	使 用 ノ 貸 附	使 用	死	シ ノ 部	民 事 ノ 責 任	民 事 ノ 原 告 人	民 事 ノ 會 社	民 事 ノ 訴 訟	民 事 ノ 賠 償	民 權
-------------	------------------	-----------------------	--------	---	-------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--------

デ	ユ	ペ	ユ	エム		エル	ペ	エス	エフ	エル	デ
四二	四	五〇	四	一九		四一	一四	一四	八	二六	六四

仕様帳	支拂人	自認	司法乃權	司法乃警察	司法乃警察官吏	司法上乃詞訟	死亡ニ由レル贈與	資本ノ賣却	質入	質入	質取リ貸附
-----	-----	----	------	-------	---------	--------	----------	-------	----	----	-------

セ	テ	ア	ア	ペ	ペ	セ	デ	エフ	ゼ	エヌ	ペ
三	八	九六	一〇〇	三一	三一	七八	六二	一二	一	二	五〇

使吏	時効	私監禁	指令手形	所有權	所置スルヲ得ヘキ部分	書類	書類ノ驗眞	承認	證認	證人吟味	承諾
----	----	-----	------	-----	------------	----	-------	----	----	------	----

アシウ	ペ	エス	ベ	ペ	ペ	セ	ウ	ア	ア	エ	セ
七	四七	八	一七	六六	三二	一六	七	七二	九七	一九	七二

承諾乃合意	訟件ノ讓渡	承權者	承權者	證據	訟庭	證書	證書	證書	證書	證書料	證書ノ對校	證書ノ公正
-------	-------	-----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	-------	-------

セ	セ	ア	ア	ペ	ア	ア	ア	ペ	ア	ア	セ	セ
七二	一八	一〇四	一〇四	五一	九三	二七	五一	九	九	九六	三四	九四

證書ノ記入ニ花押ス

施體加辱ヲ刑

施體ヲ刑

示談

職員

職務

職權ヲ以テ

除去

除去ノ願

實地ヲ引渡

失踪

失踪ノ表告

ペ 三

ペ 二一

エ 二一

オ 三七

オ 二

オ 二

オ 二

デ 五二

デ 五二

テ 一一

ア 八

デ 八

商用手形

障礙

障礙

償替

上訴

上訴

上告

掌握權

商業乃會社

商業ノ資本

償金

償金ノ表告

エ 四

デ 四六

デ 四六

エル 四四二

エル 一六〇

ウエ 一四〇

ペ 三九

エス 二二

エス 一四

エフ 二二

デ 六〇

デ 八

情狀	釋放	借人乃修復	釋罪放免	借船證書	社號	囚閉	收監狀	收實權	脩繕	縮期	姊妹ノ夫
----	----	-------	------	------	----	----	-----	-----	----	----	------

セ	エ	エ	ア	セ	エ	イ	エ	ユ	エ	ベ	ベ
二七	七	二六	九	二一	二	七	三	六	二六	二四	八

死去ノ表告死去届	死去乃	資産	子縁	私獄	自己ノ財産	充足乃誓	集會	集合	什具拿住	什具	事件
----------	-----	----	----	----	-------	------	----	----	------	----	----

デ 八	エム 二二一	エフ 一一二	エフ 六	セ 二二二	ペ 六五	エス 一〇	ア 八六	セ 一〇五	エス 一	エム 八	ア 三八
--------	-----------	-----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------	---------	---------

死去ノ表告死去届

テ
八

私曲	私曲	死去ノ住所	私禁	自禁	趣意	受遺囑者	入牢	入牢ノ證書	手署	主領	主領地
----	----	-------	----	----	----	------	----	-------	----	----	-----

ベ	デ	エム	セ	ア	エム	エル	エ	エ	エス	デ	デ
六	五二	二一	二二	一〇	二二	三	二	二	一二	五九	五九

目録 シノ部

九九

主タル論結	主タル訴件	受托者	出訴スル	出產	出生	出生	出生ノ證書出生届	出生ノ表告出生届	從犯	從了	終結了競賣
-------	-------	-----	------	----	----	----	----------	----------	----	----	-------

セ	セ	エム	エ	ア	ゼ	エヌ	エヌ	デ	セ	ア	ア
六〇	一四	三	二六	一六	八	一	一	八	五五	一四	三四

住所

デ
五八

終結乃競賣

ア 三四

住所

デ 五八

住所ノ撰定

エ 九

終審

デ 三三

終審

エル 四二

終身乃

ウエ 九

終身乃年金

ウエ 九

手記乃

セ 二四

手記乃證書

セ 二四

手記證書人權者

セ 二四

手記證書人權者

セ 九七

手書ノ驗真

ウエ 七

手授贈與

デ 六一

樹木ノ増加

准犯罪

准契約

准後見人

准死

順序附

四至

詞訟

詞訟

詞訟入費ノ抵填

詞訟並存

詞訟乃

ア 一八

キウ 三

キウ 二

テ 一九

エム 二〇

セ 三六

ア 五

セ 七八

エル 一一

セ 五二

エル 一二

エル 一一

自然	自擅	私生	私生	自筆	自筆	始審	弑親	辭謝	獅子會社	事實ノ推測	事實ノ點
ヲ	ヲ	子	子	遺囑							
		ノ									
		認									
		知									

オ	ア	エ	エ	テ	オ	エ	ペ	デ	エ	ペ	ペ
一	七	一	一	五	五	四	一	九	一	四	三
	三	五	八			二	一		四	九	〇

親屬ノ等級	親族	親屬	身體強迫	森林使用權ノ變換	森林ノ使用	森林ノ保存	信任社員	信任會社	信任會社	信任會社	信用
-------	----	----	------	----------	-------	-------	------	------	------	------	----

デ	エ	ハ	セ	セ	ユ	ア	セ	エ	セ	セ	セ
一七	三	六	八二	五	四	五八	四一	一四	四一	四一	九八

親屬ノ等級

テ
一七

親族ノ會議

エフ三

親屬ノ權

デ
六四

親屬議定ノ後見

テ
一八

人權ノ移轉

テ
一四

人權ノ驗真

ウエ
七

人權ノ讓渡

セ
一八

人權者

セ
九七

尋常ノ盜

ウエ
一五

尋常ノ倒行

ベ
五

侵占

ア
六五

ヒノ部

費用

エフ
二四

目錄

シノ部

ヒノ部

一〇五

匹偶者ノ醜集物

匹偶者ノ醜集物

日附

デ

一

六九

日附繰揚

ア
六六

憑信ノ妄用背信

ア
一一

被告人

デ
一四

被告人

イ
一二

被罪人

エル
二八

引渡

テ
一一

引續借用

エル
一四

引續監禁

エル
一三

被求刑者

ペ
五三

引揚

エ
四二

引去缺席

デ 一三

貧窮ノ保證書

セ 一七

品名乃盜

ウエ 一五

モノ部

物

セ 二五

目錄

イ 二八

目錄便益ノ繼嗣

アシウ 二

目標

ベ 二三

目的

エフ 八

門戸ノ毀壞

ベ 二六

セノ部

稅

セ 八八

生育スヘキヲ

ウエ 八

税

セ 八八

生育スヘキヲ

ウエ 八

正當ヲ嫌疑

エス 二九

正統ヲ子

エ 一八

正當ノ

エル 五

正當ヲ入費

セ 九六

正當ヲ入費

エル 一六

正理

シ 一三

請托

セ 四四

請諾書

エル 四〇

生存ノ證書

セ 一七

請願ヲ

エル 四九

誓約ヲ

シ 七

目録
ヒノ部
モノ部
セノ部

誓約乃保證

省文

製作物

精算

精算濟

性質ニ由レル不動産

生者中贈與

生出

正出

正出ノ

成人

設界

シ
七

ア
六

オ
一四

エ
一〇

エ
一〇

イ
二

デ
六二

ゼ
八

エ
六

エ
五

ペ
七〇

ベ
二二

接界

テ
二

設界

ベ
二二

接界

テ
二

殺害

ア
シウ
三

殺害人

ア
シウ
三

設定

セ
七七

説明乃論結

セ
六〇

竊取

デ
五四

小ナル修復

エ
ル
二六

肖像

エ
五

肖像ニテノ執行

エ
五

繞圍ノ毀壞

ベ
二六

召喚狀

エ
ム
三

消費

セ
七四

34

89

善 良 家 父	船 船 賃 貸	船 船 賃 貸	船 船 賃 貸	船 船 賃 貸	船 船 賃 貸	善 意 ノ 占 有	善 意	線	責 任	消 費 物 ノ 貸 附	消 費 物 ノ 貸 附
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	--------	---	--------	----------------------------	----------------------------

不明

ベ	エ	エ	エ	セ	ア	ペ	ベ	エ	エ	ペ	セ
	ヌ	ヌ	フ					ル	ル		
二〇	七	七	二七	二一	四四	三三	二一	九	四一	五〇	七四

(03) 34
H 89

善
良
家
父

ノ 110

2
p
o
o

21800

3,500

目次
欠
P
}

2
4
0
0

国立国語研究所



1000105625

